



熊本県公報

第 1 2 4 7 7 号
平成 27 年 12 月 8 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 平成 27 年度熊本県家畜商講習会の開催…………… (畜産課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… (") 6
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る入札の参加資格…………… (管財課) 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る入札の参加資格…………… (") 7
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 7
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 8
- 道路の区域変更…………… (") 8
- 道路の供用開始…………… (") 8
- 道路の供用開始…………… (") 9
- 道路の供用開始…………… (") 9

公 告

- 基本測量の終了…………… (監理課) 9
- 公共測量の実施…………… (") 9
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定…………… (県政情報文書課) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 10
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る入札の実施…………… (管財課) 11
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る入札の実施…………… (管財課) 14
- 道路の位置指定…………… (建築課) 18

登 載 依 頼

- 熊本県景観・屋外広告物審議会の開催…………… (景観・屋外広告物審議会) 18
- 公示による通知…………… (収用委員会) 19

正 誤

- 平成 27 年 1 1 月 2 4 日熊本県公告第 7 5 5 号(農用地利用配分計画の認可)中…………… (農地・農業振興課) 19

告 示

熊本県告示第 1 0 6 5 号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 6 2 年法律第 3 0 号)附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 27 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
合同会社 l i v i n g s p a c e 熊本市西区小島	縁 小島 熊本市西区小島 九丁目 1 番 4 0 号	4 3 1 1 0 0 2 7 2	平成 27 年 1 1 月 2 7 日	有料老人ホーム

九丁目1番40号				
合同会社living space 熊本市西区小島九丁目1番40号	縁 小島 熊本市西区小島九丁目1番40号	432100012	平成27年1月27日	有料老人ホーム

熊本県告示第1066号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人清陽会 菊池郡菊陽町辛川1929番地	地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら 菊池郡菊陽町辛川1936番地1	431100258	平成27年1月27日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第1067号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成27年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 講習会の日時及び場所
(1) 日時
平成28年2月16日午前8時50分から午後5時まで
平成28年2月17日午前8時50分から午後5時15分まで
(2) 場所
熊本県立農業大学校（教育棟2階視聴覚室）
所在地：熊本県合志市栄3805
電話：096-248-1188
- 講習科目及び講習時間
(1) 家畜の取引に関する法令 4時間
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 受講申込方法
(1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙による。）及び写真2枚（申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもので、縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの）を添えて、平成28年1月29日までに所管の各広域本部地域振興局農業普及・振興課（熊本市に住所を有する者については、県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課）に提出すること。ただし、熊本県農業大学の生徒にあつては、同校校長を経由して農林水産部生産局畜産課に提出すること。また、県外受講者は、直接、農林水産部生産局畜産課に提出すること。
(2) 受講の申込みをした者には、家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。
(3) 徴収した受講手数料は、返還しない。
- 講習の免除に係る特例措置
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定によ

り、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。

なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、受講科目の一部が免除される。

7 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に交付された家畜商講習会受講票及び筆記具を持参すること。

(2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

(別記様式第1号)

【写真添付】

- ・申込前6月以内に撮影した
もの
- ・上半身、正面、無帽で本人
と識別できるもの
- ・縦4センチメートル、横3
センチメートル位のもの

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

注2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

(備考) この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

収入証紙欄

(別記様式第2号)

家畜商講習会受講票

年 月 日

受講者 住 所

氏 名

生年月日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開催期間

平成28年2月16日(火)及び2月17日(水)の2日間

2月16日：午前8時50分から午後5時まで
2月17日：午前8時50分から午後5時15分まで

2 開催場所

熊本県立農業大学校(教育棟2階視聴覚室)

所在地：熊本県合志市栄3805

電 話：096-248-1188

3 注意事項

(1) この受講票は、講習会場に必ず持参すること。

(2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置の受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第1068号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ひかり	居宅介護支援事業所ひかり	球磨郡あさぎり町上北2357番地59	平成27年12月1日	居宅介護支援

熊本県告示第1069号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあこう 天草市天草町下田北1312番2号	平成27年12月1日

熊本県告示第1070号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鹿校通薬局	医療機関の所在地	山鹿市古閑字十三部1075番地9	山鹿市鹿校通三丁目2番45-2号	平成27年11月1日
そうごう薬局八代竹原店	医療機関の名称	ひばり薬局	そうごう薬局八代竹原店	平成27年11月1日

熊本県告示第1071号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型事業所 けやき 人吉市合ノ原町 莖の角461番 地2	社会福祉法人志友会 葦北郡芦北町大字芦 北2813番地 篠原 誠	平成27年 12月1日	4350600104	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第1072号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 告示の日から平成27年12月21日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)まで行う。

熊本県告示第1073号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 告示の日から平成27年12月21日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)まで行う。

熊本県告示第1074号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの 種類
----------------	-----------------	-------	-------	-------------

合同会社ふくろ うの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	有料老人ホーム ふくろうの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	431100250	平成27年1 1月30日	有料老人ホ ーム
合同会社ふくろ うの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	デイサービスセ ンターふくろ うの森 上益城郡益城町 福富610番地 1	431100273	平成27年1 1月30日	通所介護

熊本県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年12月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本 渡線	天草市楠浦町字方原 6699番1地先から 同所 6657番1地先まで	前	12.5 ～ 18.6	24.9	単道改
			後	13.8 ～ 19.1		

2 区域を変更する期日 平成27年12月8日

熊本県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年12月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町島木字水増 2396番4地先から 同所 2386番6地先まで	前	9.2 ～ 18.5	168.1	道路改良（山 都町か らの協 議）
			後	9.8 ～ 19.2		

2 区域を変更する期日 平成27年12月8日

熊本県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター ー菊池線	菊池市七城町甲佐町字魚取 353番2地先から 同所 358番4地先まで	62.0	防交安 (交安)

2 供用を開始する期日 平成27年12月8日

熊本県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター ー菊池線	菊池市七城町甲佐町字高田 24番6地先から 同所 24番1地先まで	60.0	防交安 (交安)

2 供用を開始する期日 平成27年12月8日

熊本県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字立川字榎川内 1221番1地先から 同所 1222番1地先まで	137.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成27年12月8日

公 告

熊本県公告第790号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）	平成27年4月27日から 平成27年11月6日まで	熊本市、合志市、菊池市、大津町及び菊陽町

熊本県公告第791号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定

により公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成27年11月18日から 平成28年2月29日まで	人吉市上薩摩瀬町及び相良町

熊本県公告第792号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県文書管理システムのOS更新及び機能追加等に係る改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年10月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市中央区水道町8番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,965,600円（うち消費税及び地方消費税の額4,145,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第793号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	阿蘇やまなみ2期地区（宇土谷工区）	平成21年12月25日	平成27年10月16日	熊本県

熊本県公告第794号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	木原 敦	上益城郡山都町新小533番地
理事	井手 久	上益城郡山都町城原216番地
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655番地
理事	草野 富男	上益城郡山都町長原867番地
理事	後藤 清己	上益城郡山都町田吉826番地
理事	下田 房夫	上益城郡山都町犬飼53番地
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804番地
理事	原田 政夫	上益城郡山都町牧野1926番地3

監事	中村 俊覚	上益城郡山都町長原154番地
監事	松本 茂	上益城郡山都町犬飼366番地
監事	渡辺 康男	上益城郡山都町白藤35番地
就任		
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655番地
理事	井手 久	上益城郡山都町城原216番地
理事	後藤 清己	上益城郡山都町田吉826番地
理事	草野 富男	上益城郡山都町長原867番地
理事	後藤 清一	上益城郡山都町犬飼392番地
理事	三浦 尚登	上益城郡山都町新小477番地
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804番地
理事	原田 政夫	上益城郡山都町牧野1926番地3
監事	田上 浩一郎	上益城郡山都町長原2番地
監事	中村 豊光	上益城郡山都町犬飼406番地
監事	山村 伸吾	上益城郡山都町白藤653番地

熊本県公告第795号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字上野1453番3
472.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区榎木三丁目8番153号
金子 喜久男

熊本県公告第796号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定数量
3,788,367キロワット時
 - (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
 - (4) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
 - (5) 調達期間（供給期間）
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
 - (6) 供給場所
入札説明書による。（23施設）
 - (7) 契約の種類
単価契約
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札

決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から平成27年12月21日（月）午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

エ 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

オ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

カ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を紙面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成28年1月12日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月12日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月26日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年1月25日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成28年1月26日(火)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局管財課(熊本県庁行政棟本館2階)
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年1月25日(月)(必着)までに1(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付書において、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金

- 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 3,788,367kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings which Kumamoto Prefectural Government owns Part I
- (2) Date and Place for Tender:
Date: January 26, 2016, 10:00 a.m.
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第797号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
6,504,896キロワット時
- (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
- (4) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (5) 調達期間(供給期間)
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (6) 供給場所
入札説明書による。(24施設)
- (7) 契約の種類
単価契約
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (9) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札し決定した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成27年12月21日(月)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条第2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム

- 以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年1月12日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月12日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月26日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年1月25日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成28年1月26日（火）午後1時30分
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局管財課（熊本県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年1月25日（月）（必着）までに1(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再

入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 - 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 本県競争入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - カ 有効な内訳書が添付されていない入札

- (7) 入札の中止等
 - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
 - 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 - 要
- (2) 契約の締結期限
 - 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - ア 納付期限 (3)に掲げる期限
 - イ 提出場所 1(3)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 6,504,896kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings which Kumamoto Prefectural Government owns Part II
- (2) Date and Place for Tender:
Date: January 26, 2016, 1:30 p.m.
Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第798号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区健軍四丁目5番7号
- 2 築造者の氏名 株式会社マスダ不動産開発
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字金堀1864番1、同1865番1及び同1870番7
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 63.85メートル
- 6 指定年月日 平成27年11月17日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第58号

登載依頼

熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成27年12月8日

熊本県景観・屋外広告物審議会会長

- 1 開催日時
平成27年12月24日（木）午後3時から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」
- 3 議題
(1) 諮問事項
・道路及びその沿線の屋外広告物規制について
(2) その他
・屋外広告物規制道路指定に関する始終点の地名等の修正について
・県内の景観行政について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班)
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

熊本県収用委員会公告第7号

公 示 に よ る 通 知

熊本県荒尾市平山字毘沙門前1452番2の登記名義人

黒澤 秀人（持分126,000分の2,100）

居所不明

但し、住民票上の住所 神奈川県横須賀市平和台3番4-503号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成27年11月30日付け熊収第78号の3の書面（熊収27第1号、第2号案件（平山案件）に係る審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成27年12月21日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成27年12月8日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

正 誤

平成27年11月24日熊本県公告第755号（農用地利用配分計画の認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	11	ほか2筆	ほか3筆